

神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」、「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業自己負担金返戻要綱」に基づく業務を適切に実施するため、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 子宮頸がん検診クーポン等配布対象者

下表に定める年齢に該当する女性を対象とする。

対象	年齢	生年月日
子宮頸がん	右記期間に 21 歳を迎える	当該年度 4 月 2 日～翌年度 4 月 1 日

3 個別の受診勧奨対象者

下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	年齢	生年月日
子宮頸がん	右記期間に 30 歳を迎える	当該年度 4 月 1 日～3 月 3 1 日
子宮頸がん 乳がん 胃がん 肺がん 大腸がん	右記期間に 50 歳を迎える	
	右記期間に 60 歳を迎える	

4 自己負担金の返戻

(1) 対象者

「神戸市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」に定める子宮頸がん検診クーポン配布対象者であって、当該年度 4 月 1 日から 7 月 31 日にがん検診を受診し自己負担金を支払った女性とする。

(2) 申請期限

当該年度 9 月 3 0 日（必着）

附 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。